

平成30年11月1日

各部（局）長、参事及び各課（館）長・主幹 宛

瑞穂町長 杉 浦 裕 之  
(公印省略)

## 平成31年度予算編成方針について

### 1 はじめに

国際経済の保護主義に対する懸念が、今以上に表面化するのではないかと危惧される中、国内では比較的安定した経済状況を保っています。しかし、国内の労働人口が不足する事態が現実視され、新たな働き手の確保やその働き方を探る動きが加速していることに加え、公共施設をはじめとした社会資本整備の更新及び超少子高齢社会に伴う社会保障費に係る財源確保並びに、それらの制度再編が国内の大きな課題となっています。平成31年度には、10月1日の消費税増税が予定され、国は「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示した「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組むとしています。

現時点で、平成31年度の瑞穂町の歳入では、個人所得の微増や、企業業績の継続的な回復を見込んでいますが、引き続き普通交付税不交付団体となると見積もっており、歳出において、新庁舎建設、区画整理事業などの普通建設事業及び公共施設改修並びに社会保障関連経費が増大することから、歳出超過になるものと予測しています。このような中、歳入経費を補うため、区画整理事業に係る補助金の確保をはじめ、各種事業に関する国及び東京都の補助金を確保するため、現在も担当職員のたゆまぬ努力が続けられています。今後も財源確保の努力を継続するとともに、事業の廃止・統合を含めた徹底した歳出削減を行わなくてはなりません。

その上で、国及び東京都の動向や町民ニーズなどの情報収集に努め、的確に対応していく必要があります。

以上のことを踏まえつつ、超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現などを視野に入れ、今進めるべきことを見極めるとともに、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、平成31年度の予算編成に当たることを指示します。

## 2 国の経済の動き

内閣府の月例経済報告（平成30年10月）では、日本の景気は「緩やかに回復している」とし、その先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

## 3 国・東京都の予算編成の動き

国は、本格的な歳出改革に取り組むとしている一方、東京都の独自財源である地方消費税の清算基準の変更を実施するとしています。

平成31年度東京都予算の見積方針では、「局横断的な連携や、行政にはない新たな発想の活用により、3つのシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること」、「ワイズ・スペンディング（賢い支出）の視点により、自立的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること」、「東京2020大会の開催準備の総仕上げを着実に効果的に進めること」を3つの基本方針と定めています。

## 4 瑞穂町新年度予算に反映させるべき重点事項

- ① 前年度に引き続き、子育て環境(待機児0対策、特色ある公園整備の推進、ひとり親家庭への支援等)並びに、地域特性を踏まえた上で、超少子高齢にかかると社会保障制度の構築
- ② 図書館本体及び各種付属機器の老朽化に対応するため、現図書館のスーパーリニューアルに向けた検討を加速
- ③ 長い期間利用者に不便をかけている新庁舎建設と、事務機能及び防災機能の集約化をスケジュールに沿って年内実施
- ④ 超少子高齢社会を克服し、地域内孤立を防ぐための事業を構築
- ⑤ 今後の公共交通の在り方について、現在運行している福祉バスを含め、検討に着手

## 5 平成31年度予算編成に向けた基本的視点

第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画に掲げた各種施策及び第5次行政改革大綱実施細目に基づき、各部（局）、課（館）においては、次の点に留意して予算編成に取り組むよう指示します。

### （1）歳入

- ① 町税の課税客体を的確に捕捉し、徴収率は前年度水準を上回るよう努めること。
- ② 国及び都支出金については、補助率の見直し、制度の統合・廃止等、国及び東京都の動向を的確に捉えるとともに、他市町村との連携を図りながら関係機関に対し、要望活動を実施すること。また、国・都以外の補助等についても、広い視野を持ち財源確保に向けた努力を最大限行うこと。
- ③ 各種公共施設料金を含めた受益者負担の今後の在り方について、検討を継続すること。
- ④ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金を活用すること。

### （2）歳出

- ① 新規事業及びレベルアップ事業は、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金の確保に努めること。
- ② 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、平成29年度の決算状況や平成30年度の執行状況など、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めること。
- ③ 各種工事、委託、物品購入等について、厳格に積算すること。
- ④ 行政評価及び行政改革の視点から、事業の見直し、廃止及び縮小に取り組むこと。
- ⑤ 各種経費については、基本的にゼロシーリングとすること。ただし、次に記載の事項は、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

#### ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、臨時職員の配置については、その必要性を再度検

証すること。

#### イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業は、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

#### ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性、内容及び効果に加え、現状、他課（館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充当可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

- ⑥ 各種委託料及び土地賃借料は、見直し等により、再度抑制に取り組むこと。
- ⑦ 各種補助金は、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。
- ⑧ 施設の維持・更新に係る修繕料については、単年度の必要修繕所要額を要求するのみではなく、後年度に必要となる更新事項を精査し、手法、コスト等の年次計画を示すこと。

(3) 平成31年（2019年）10月に予定されている消費税率の改定に当たっては、軽減税率制度や経過措置（契約・譲渡等の時期により適用される税率）に留意するとともに、消費税率の引上げに伴う影響額を所要額に漏れなく反映させること。

(4) 地域経済の活性化及び町民が安心して生活できるまちづくりを推進し、より質の高い行政サービスの提供を心掛けるとともに、瑞穂町の持続的な発展を維持するため、各種施策の効果予測を立て、予算編成に取り組むこと。

以上が予算編成に向けた基本的視点ですが、第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の体系別に、平成31年度に取り組むべきことを次のとおり示すこととし、その他は企画部長通知により知らせます。

## I 皆でささえ健やかに暮らせるまち

- (1) 生活習慣病の予防及び将来の医療費負担の抑制を目指し、特定健康診査、特定保健指導の受診率及び実施率の向上並びに相談事業等の充実を図ること。
- (2) 各種予防接種及び各種がん検診の充実に加え、乳幼児健康診査や訪問事業の充実を図り、疾病予防を前進させること。
- (3) 子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターを中心に、妊産婦及び子育て世代の総合的相談支援を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進を図ること。
- (4) 保健師及び管理栄養士による各地域での保健活動の充実を図ること。
- (5) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者のニーズに合った質の高いサービスの提供に努めること。また、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施すること。
- (6) 地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の孤立化の防止を図るとともに、きめ細かな相談体制を作るなど中心的役割を担う2か所の地域包括支援センター（高齢者支援センター）の機能強化を図ること。
- (7) 地域包括ケアシステム的一端を担う、介護予防・日常生活支援総合事業については、地域に合った事業を展開するため、既存の地域資源を活用し地域との連携を図ること。さらに、引き続き、介護予防、認知症施策及び在宅医療・介護連携を推進すること。

## II 生きがいとふれあいのあるまち

- (1) 第3次地域保健福祉計画の進捗状況を的確に把握しながら、事業の着実な推進を図ること。また、第4次地域保健福祉計画の策定に向け、準備を進めること。
- (2) あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、コミュニティセンターなどを活用し、移動児童館の更なる充実を図ること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び第5期障害福祉計画に基づき、円滑に各種事業を推進できるよう、サービスの質の向上及びサービス量の確保に努めること。
- (4) 一人暮らし高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう成年後見制度の活用を促進すること。また、知的障がい者、精神障がい者、認知症な

ど判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援すること及び自分の望む生活の実現を援助することを目的とした権利擁護事業としての相談機関を設置すること。

- (5) 福祉バス運行に当たっては、更なる安全性の確保、利便性の向上及び利用者・登録者の増加に向けた研究を継続するとともに、必要な変更等を行うこと。また、平成30年度に実施した公共交通に関する意向調査の結果を基に、今後の福祉バスの在り方について検討すること。
- (6) 保育園及び学童保育クラブの待機児童対策について、「待機児童0」を達成するため、民間及び関係機関と連携し事業を進めること。また、学童保育クラブの移転を含め、安全性と利便性の確保に向け、計画的に進めること。
- (7) 子ども・子育て支援事業計画に基づき、複雑・多様化する子育て全般を支援するため、福祉、保健・医療及び教育分野の関係機関と密接に連携しながら、相談、調整、要保護児童対策等、強化充実を図ること。また、平成30年度に実施した計画策定に向けたニーズ調査の結果分析及び子ども・子育て会議委員の意見を反映させ、次期計画を策定すること。
- (8) ひとり親家庭の支援について、既存事業の周知徹底と平成29年度に実施した実態調査の分析結果を基に効果的な支援策を新たに実施すること。
- (9) シルバー人材センター、社会福祉協議会等の自立を促進しつつ、退職後の就業機会及び地域活動の担い手の確保に資する事業への適切な支援を行うこと。

### Ⅲ 豊かなこころを育むまち

- (1) 児童・生徒の学力の向上及び豊かな心の育成のため、教職員の指導力向上に努めること。また、外部評価等による評価の充実を図りながら、各学校の取り組むべき課題を明確化し、教育課程編成に活用すること。さらに新学習指導要領の改定に併せて、第2次教育基本計画（学校教育）を策定すること。
- (2) 地域の専門家や住民の協力及び関係各課（館）との連携により、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を大切にし、郷土を理解し誇れる児童・生徒を育成するため、ふるさと教育推進事業の充実を図ること。
- (3) 学力調査の結果分析により、明確化した課題への対策として、従来から実施している漢字・英語検定及びフューチャースクール（補習教室）、東京ベーシックドリルの活用等、学力向上に向けた取組を更に充実すること。ま

た、学習サポーターの適正配置及び教員との連携を強化し、授業を効率的・効果的に進め、児童・生徒の学力向上を図ること。

- (4) 教育相談事業及び特別支援教育の充実を図ること。また、全小学校に設置している特別支援教室を効果的に運用すること。さらに、中学校への特別支援教室設置に向けて継続的な準備を進めること。
- (5) 芝生化された全小・中学校の校庭管理について、関係者と連携し、住民参加型管理制度を継続して進めること。
- (6) ICT機器を活用した教育活動を実施するため、平成30年度に策定したICT教育施設整備計画に基づき、計画的な環境整備を図ること。

#### IV 一人ひとりが生涯輝けるまち

- (1) 郷土資料館「けやき館」を、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設として町の魅力を内外に広く周知するため、企画展、展示ギャラリー等の内容を更に充実させること。また、隣接施設「耕心館」との事業の一体化を推進すること。
- (2) 瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光、歴史・自然等の地域資源を掘り起こし活用するふるさとづくり推進事業を推進するため、(仮称)瑞穂検定を実施すること。また、検定結果に基づき、地域コーディネーターを育成し、ふるさとづくりを推進すること。
- (3) 第2次スポーツ推進計画に基づき、スポーツ活動の場所の提供、教室の開催等の施策を効果的かつ計画的に推進するとともに、体育施設の修繕及び改修を計画的に進めるための検討を行うこと。また、町民体育祭については、「町民体育祭在り方検討会」での検討結果を踏まえ、事業の実施を検討すること。
- (4) 図書館利用者の利便性の向上を図るとともに、読書活動及び学習の活性化を図るため、学校図書館との連携を強化すること。また、老朽化した施設の改修整備に着手するため、将来を見据えた望ましい図書館の在り方を検討するとともに、財源となる国庫支出金について国と調整を行うこと。

#### V 活力とにぎわいのあるまち

- (1) 企業誘致及び起業に関する支援策について、積極的な宣伝活動に努め、更なる成果を上げること。また、「圏央道青梅インターチェンジ活用による産業効果研究会」による調査結果に基づき、既存企業や企業誘致への活用・連

携について研究すること。

- (2) 瑞穂町商工会、青梅線沿線地域産業クラスター協議会等と連携し、地域工業の活性化に向けた取組を推進すること。また、企業課題に対する解決支援事業を継続すること。
- (3) 都市農業活性化に向けて、意欲ある就農者への支援を図ること。
- (4) 農業振興及び商業振興に当たっては、個別施策の創意工夫に努めるとともに、効果的な宣伝活動を推進すること。
- (5) 観光専用ホームページを更に充実させるとともに、みずほブランド及び観光資源のPR事業の推進に努めること。
- (6) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の推進に当たっては、当該計画のPR及び観光振興を図るための施策との連携に努めること。また、財源の確保をはじめ、各関係機関と協議を行いながら、関連事業を進めること。

## VI 人がつながる温かいまち

- (1) 町内会等の地域づくり事業、町内会加入の促進等を支援するとともに、職員地域情報コーディネーターなど、自立と協働の基本理念を踏まえた事業の推進に努めること。
- (2) 地区会館及び地区スポーツ広場について、防球ネットの設置など利用者の利便性及び安全性の向上について継続して取り組むこと。
- (3) モーガンヒル市への中学生の派遣事業を実施し、姉妹都市交流の一層の推進を図ること。また、タイ王国コンケン市との友好と相互理解を深める交流を進めること。

## VII 安全に安心して暮らせるまち

- (1) 国、都などとの整合を図りながら、地域防災計画の見直しをすること。また、計画に基づき、防災施設、設備等の充実を図ること。さらに、防災行政無線のデジタル化を推進すること。
- (2) 犯罪抑止及び事件発生時の早期解決のため、計画的に防犯カメラの設置を順次進めること。
- (3) 女性消防団員を採用し、防災に関する広報や住民に対する講習等を行い、町民の防災意識の高揚と消防力の強化充実を図ること。
- (4) 町内会その他の関係機関と連携し、防犯パトロール業務の効果的運用を行うとともに、防犯灯のLED化、交通安全施設の整備等、安全・安心まちづ



くりの充実・強化を図ること。

- (5) 横田基地に起因する諸問題の解決に向け、国及び東京都等の動向を注視し、周辺自治体と連携するとともに、積極的な情報収集に努め、適時的確な要請活動を行うこと。また、CV-22オスプレイについて、運用状況及び今後の配備予定等について重点的に情報収集を行うこと。
- (6) 町内の企業と災害時の応急対策に必要な協定の締結を図ること。

## VIII 地球を守る環境にやさしいまち

- (1) 家庭や事業所における省エネルギーを推進するため、地球温暖化対策についての理解促進を図ること。
- (2) 西多摩衛生組合構成市と共同で策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の処理をより一層適正かつ効率的、効果的に進めること。
- (3) 第二次地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業における温室効果ガス排出量を管理し、目標達成に向け取り組むこと。また、公共施設における省エネルギー及び節電対策を強化すること。

## IX 美しい街並みの住みよいまち

- (1) 殿ヶ谷土地区画整理事業を支援するとともに、栗原地区土地区画整理事業の事業認可早期取得に向けて最大限の努力を継続すること。
- (2) 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業を着実に推進するとともに、都市計画道路福3・5・17号線箱根ヶ崎立体の早期整備に向け、東京都及び関係機関と連携して取り組むこと。
- (3) 上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、及び次期長期総合計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランの改定に着手すること。

## X 便利で快適に暮らせるまち

- (1) 町内各地域の特色・ニーズ等を調査・研究し、地域の誰もが利用しやすく楽しめる特色のある公園を計画的に整備すること。
- (2) 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画で位置付けた回廊ルートの道路舗装を推進すること。
- (3) 下水道プラン、下水道総合地震対策計画、下水道維持管理計画等に基づき、計画的な施設の維持・整備に努めること。また、災害時に町民の生活や

健康面を守るための総合地震対策として、順次、避難所にマンホールトイレを設置するとともに、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメント基本計画を策定すること。

- (4) 平成32年度（2020年度）の地方公営企業会計への移行に向けた準備を行い、下水道事業経営の更なる健全化を図ること。
- (5) 八高線の増発、車両基地及び複線化の促進を東日本旅客鉄道株式会社に働きかけること。また、平成30年度に実施した公共交通に関する意向調査の結果を踏まえ、町における公共交通に関して取り組むべき施策の方向性を示すこと。
- (6) 都市計画道路福3・5・24号線整備事業を引き続き推進すること。
- (7) 良好な道路環境を目指し、計画的な生活道路の拡幅及び新設整備を行うこと。特に環境配慮の観点からも、道路照明灯のLED化について、計画的に進めること。
- (8) 新青梅街道の拡幅再整備、多摩都市モノレールの延伸等、早期実現に向け東京都及び関係団体に働きかけるとともに、整備に向けた財源の確保に取り組むこと。

## XI 連携と協働がささえるまち

- (1) 瑞穂町協働宣言に基づき、各事業の推進に当たっては、瑞穂町及び町民、社会貢献活動団体、企業等との協働を図るよう努めること。
- (2) 町ホームページやメール配信システムの活用について、即時性のある情報発信及び利用者の利便性の向上に努めること。
- (3) みずほケーブルテレビを活用した「みずほニュース」を制作し、町の身近な情報を放送することにより、住民への情報提供の充実を図ること。また、住民の出演をはじめ、効果的な情報発信に努めること。

## XII 健全な行財政運営の自立したまち

- (1) 新庁舎建設に当たっては、住民サービスへの影響に配慮するとともに、安全対策を十分に講ずること。また、平成31年度中に予定している新庁舎での執務開始に向け、事務室移転等万全の準備を行うこと。
- (2) 第4次長期総合計画は、平成32年度（2020年度）をもって計画期間が終了するため、基礎調査及び町民意識調査を実施し、次期長期総合計画の策定に取り組むこと。

- (3) 行政評価の推進について、行政評価委員会に報告するとともに、議会及び町民に対してわかりやすく公表すること。
- (4) 第5次行政改革大綱に基づき、更なる住民サービスの向上及び効率的な行政運営を進めること。
- (5) 指定管理者制度を未導入の施設については、経営の効率化と利用者サービスの向上の観点から制度の導入及び業務委託を検討すること。
- (6) 自主財源の確保
  - ① 広告収入及び官民協働事業のほか、自主財源確保に向けた新たな収入方法の可能性を検討すること。
  - ② 各種行政サービスにおける受益に応じた利用者負担の適正化を図ること。
- (7) 統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書）を作成し、町の財政状況を町民に広く広報すること。また、関係部署は、公営企業及び一部事務組合の財務諸表を加えた連結財務諸表に意欲的に取り組み、透明性の確保に努めること。
- (8) 人事給与制度改革等
  - ① 人事考課制度の活用により、職員能力の底上げ及び資質の向上を目指し、能力・実績重視の人事・給与制度を引き続き推進すること。
  - ② 再任用制度、フレックスタイム制等を効果的に活用し、機能的かつ効率的な組織運営を進めること。
- (9) 人材育成基本方針に基づき、職員の政策形成能力、法務能力、課題解決能力等を養成し、職員の能力を最大限発揮できる体制作りを進め、専門職を含めた人材の活用を図ること。
- (10) 職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備及び心身の健康管理に努めること。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女共同参画についても推進すること。
- (11) 臨時、非常勤職員の任用根拠等を統一的に定めるための会計年度任用職員制度の導入に向け、準備を進めること。